

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年4月7日（金）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時17分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 石井 孝

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

職員部長 北川 友明

庶務課長 鷹嘴 将行

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教職員人事課担当課長 松本 真爾

教職員人事課担当係長 須藤 良

教職員人事課担当係長 廣瀬 徳政

庶務課担当係長 桐生 真由美

庶務課職員 和地 祥太

教職員企画課担当係長 茅根 真帆

調査・委員会担当係長 高木 直子

書記 長谷川 俊太

【署名人】

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 森川 多供子

(1 3 時 3 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

この4月から、森川委員が新たに教育委員となられていらっしゃいますので、一言御挨拶いただければと思います。

【森川委員】

このたび、教育委員を拝命いたしました森川多供子と申します。

学習支援サポーターと保護司をやっております。学習支援サポーターでは支援級を、保護司のほうでは主に少年犯罪をしてしまった子たちを担当しております。

最近の子どもたちの持っている背景はとても複雑で、とても学校だけでは支え切れないなど実感しております。自治会長をしている地域では、子ども食堂と、あと週に1回子どもの居場所の運営に関わりまして、何とか学校と子どもたちの個人情報を守りながらも、何とか学校の横で並走しながら支えていける仕組みはないかなと考えております。

こちらのほうで学ばせていただきまして、どちらの運営のほうにも私の知恵となって生かしていけたらなと思っております。

皆様、どうぞよろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

それでは会議を進めます。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から14時10分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

4 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と森川委員にお願いいたします。

5 報告事項

報告事項No. 1 請願第2号（令和4年度）（2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項に入ります。

「報告事項No. 1 請願第2号（令和4年度）（2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。初めに、担当より読み上げさせていただきます。

－請願第2号（令和4年度）読上げ－

【伊藤庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ただいま、報告がありました令和4年度に受付した請願第2号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程

度ということでいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項No. 2 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

教職員人事課です。よろしくお願いいたします。

報告事項No. 2「令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」御説明させていただきます。

この選考は、令和6年度または令和7年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

1の募集対象・募集人員でございますが、令和6年度採用予定者は、表のとおり小学校区分は、220名程度です。中学校／高等学校区分は各教科合わせて、110から115名で、全教科の募集をいたします。また、高等学校（工業）につきましては、5から10名、特別支援学校区分は20名程度、養護教諭は5から10名の募集となります。

令和7年度採用予定者は、3月の教育委員会で御報告した「大学3年次在籍者推薦」でのみ募集となり、小学校区分30名程度の募集となります。

2の選考区分でございますが、(1)から(7)までのとおり、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましてはIからVIの六つございます。

3の受験案内・パンフレットの配布でございますが、4月1日から、市内の各区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で配布を開始するとともに、本市インターネットホームページに掲載もしております。

4の受付期間でございますが、4月12日水曜日から5月19日金曜日までといたします。

5の第一次試験でございますが、7月9日の日曜日に実施いたします。今年度も川崎会場、愛知会場、宮城会場で実施予定です。試験会場の状況を確認の上、換気、三密の回避等、感染予防に努め、実施したいと考えております。

6の第一次試験結果通知でございますが、7月27日に受験者全員に文書で発送するとともに、ホームページに掲載いたします。

次に、7の第二次試験でございますが、「実技試験」は、8月8日火曜日に、中学校／高等学校区分の「音楽・美術・保健体育・英語」について実施いたします。

また、面接試験につきましては、対象者全員に、8月10日木曜日から9月15日金曜日までの期間で実施し、試験内容は場面指導と個人面接を実施いたします。ただし、大学3年次在籍者推薦選考では、場面指導ではなく集団討論を実施いたします。

8の第二次試験結果通知でございますが、10月13日金曜日に受験者全員に文書で発送するとともに、ホームページに掲載いたします。

最後に、9の主な変更点についてですが、昨年度からは六つの変更点がございます。

(1)から(3)までは3月の教育委員会で御報告させていただいたものでございまして、(1)は「大学3年次在籍者を対象とした大学推薦での令和7年度採用予定者選考」の実施、(2)は「大学4年生選考試験（大学推薦）の小学校区分における、推薦対象大学の拡大」、(3)は「特別選考Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの対象となる勤務経験の期間を直近10年間で通算1年以上への拡大」です。

さらに、(4)は「特別選考Ⅱの対象条件に期限付教員合格者の勤務経験の追加」、(5)は、受験校種が特別支援学校での「複数免許取得者の加点条件の追加」、(6)は「受験申込書郵送方法の簡易書留からレターパックプラスへの変更」でございます。

なお、(4)の期限付教員合格者とは、令和4年12月に実施した「川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考」に期限付教員として合格した者でございまして、令和5年4月から令和7年3月までを期限として、臨時的任用教員等として勤務をする予定でございます。

以上が採用試験の概要となります。

お手元のパンフレットの裏表紙を御覧ください。

教員採用試験説明会につきましては、市内の市民館等を会場とした説明会を3日間で合計5回、市外は仙台、名古屋、大阪、神戸の4会場で実施する予定です。市内会場では、現役の先生方に登壇いただき、参加者に仕事内容ややりがい、採用試験に向けた取組方などをお話しいただく予定です。

また大学における説明会は、各大学の希望に合わせて、対面方式またはオンライン方式で実施してまいります。

そのほかの広報活動といたしましては、市政だよりの5月1日号や川崎市教育委員会ホームページで、教員採用試験の概要、川崎市の教育の取組、新しく作成しました教育長から受験者に送るメッセージを配信する予定です。

続いて、パンフレットの3ページを御覧ください。

昨年度の初任者が1年間を振り返る座談会を行いました。その様子の動画が2次元コードから見られるようになっております。後ほどぜひ御覧ください。

さらに、フォロワーが1,000人を超えた川崎市教員採用ツイッターや、3月に作成した教員募集CM動画の市内の様々な場所での配信等、教員や学校の魅力など受験者にとって有益な情報を発信してまいります。

今年度も、子どもたちに寄り添い、子どもの思いや願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくような、教員としての適性ある人材の採用に努めてまいります。

以上です。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

主な変更点の（２）で、推薦対象大学を拡大したとありますけれども、推薦の対象となる大学の要件というのがあるのかと思いますけれども、どんな要件でしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

対象となる大学等につきましては、小学校におきましては、小学校の一種または専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学及び大学院、中学校一種または専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学及び大学院で、在学中に提携している大学で小学校教諭普通免許状取得に必要な科目及び単位を取得することができる大学及び大学院となっております。

中学校／高等学校につきましては、推薦の対象となる教科の一種または専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学及び大学院、特別支援学校につきましては、特別支援学校一種または専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学及び大学院となっております。

【石井委員】

今回拡大するということは、今まで対象ではなかった大学を広げるわけですね。それは、どういう理由からですか。

【廣瀬教職員人事課担当係長】

昨年までは、小学校の推薦の区分がその大学で一種及び専修の免許状が取れる大学と限定されていたところを、いわゆるダブルスクールのような形で、その大学に在籍しながら提携している学校で、中学校の免許証しか取れない大学ですね、こちらに在学しておきながら提携先の学校の授業を受けまして、その単位をもって小学校の免許状が取れる大学というのが全国でかなり出ております。

なので、そこの中学校の課程認定を受けていて、ダブルスクールでできますよというところを今年追加させていただいたという内容でございまして、先ほどの小学校の条件の２番目でお話しさせていただいたのが、今年度拡大させていただいたというところの内容になります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【石井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。何か魅力的なパンフレットで、応募者が出ればいいなと思っております。

質問が三つあります。

今の石井委員の質問と関係があるのですが、一つは、昨年はたしか応募者が増えたにもかかわらず、募集人員も増えたので、小学校の部分で倍率が若干下がったと記憶していますけれども、本年度倍率を上げるための工夫としてどのようなことを主にされたのか。今まで御説明された中にあると思うんですけど、ちょっとまとめて倍率を上げるための工夫という点から、一つ伺いたいと思います。

それから、もう一つは大学推薦の枠の問題なんですけれども、私の記憶に間違いがなければ、この3月までに在籍していた大学に来ていた川崎市からの推薦の枠なんですけど、4年次の場合、昨年度まではたしか何人という枠があったと思うのですが、今年度はなくなったように、ちらっと書類を見たら見えたんですね。それが見間違いかもしれないので、もし大学によって人数制限をなくしたのだとしたら、その理由は何かということをお聞きしたいと思います。それが2点目です。

3点目は、この推薦との関係なんですけれども、大学推薦を受けた学生さんは一次の試験が免除で二次からになると思うんですけど、二次試験において大学推薦を受けた人と受けない人とで若干の差をつけたり、何かの配慮をするのかどうか。

それとともに、それと関連するんですけど、面接をグループでやりますよね。その場合、各グループに大学推薦を受けた人を均等に割り振るのか、それとも推薦を受けた人は受けた人だけでグループをつくるのか、その辺りを含めてお聞きできるでしょうか。

以上です。

【小田嶋教育長】

3点ですけど。

【松本教職員人事課担当課長】

まず1点目の倍率を上げることにつきましては、今も各地方の大学も回しまして、オンラインも含めまして、学生さんに本市の採用試験についての説明をさせていただいております。

御要望があった大学には、基本的に全て対応するというので、たった1名であったとしても事務局で手分けをして訪問するなりという形で、できるだけ私どもは対面でさせていただくに依頼しておりますが、そのような形で倍率を上げていきたいと思っております。

また、毎日のようにツイッターで発信をしております、川崎の魅力であったり、教員採用試験に係る情報を適宜発信していくことで、その情報をキャッチしていただけるように努めているところでございます。

二つ目の大学推薦の枠を外した理由につきましては……。

【廣瀬教職員人事課担当係長】

大学推薦の小学校区分の枠につきましては、昨年度の実施試験から撤廃しております。これは、各大学様から優秀な学生さんを推薦していただくというところで、それまでは今は中学校の区分などは残っているんですけども、先ほど田中委員がおっしゃったように、前年度の採用試験を

受けた在校生の人数に応じて、何人受けていたら翌年度の推薦枠は何人ですという仕組みでした。

これを、その人数に関係なく小学校区分につきましては、推薦枠の上限を撤廃というのを昨年度の試験から実施させていただいております。

2番目はそのような状況でございます。

【田中教育長職務代理人】

その理由は。

【廣瀬教職員人事課担当係長】

理由は、やはり前年度の在籍者の数によって、翌年度の推薦者が変わってくるようになってしまふところと、小学校区分はやはり一番人数が少ないところで、こちらとしても受験生を特に多く来ていただきたいところがございますので、各大学で優秀な人材を御推薦いただけるのであれば、推薦の人数に上限を設けなくて実施しようという経緯で、そのようにさせていただいていると記憶しております。

3番目の試験の実施の班割等なんですけれども、大学推薦の方は二次試験の面接の段階で、大学推薦の方だから一般の受験の方と比べて加点されているとか、そういったことはございません。あくまで、大学推薦の方も二次試験からは一般の受験の方とフラットな状況でやらさせていただきます。

それと、班割につきましては、大学推薦の方が集中しないように、一般の推薦の方の中に大学推薦の方も均等になるように考慮して、また同じ大学の方がなるべく固まらないような班編制になるような形で、二次試験における班編制というのは作成させていただいております。

【小田嶋教育長】

田中委員、よろしいですか。

【田中教育長職務代理人】

はい。ありがとうございました。

追加でいいですか。

今の1点目についてなんですけど、ツイッターで発信という点で、ネット上の効果が出るというと思うんですけど、ここのパンフレットにあるように、若手の先生をツイッターで発信しているのでしょうか。

要するに、教育委員会事務局だけではなくて教員自身もツイッターで発信すると、かなり受験生に、大学生に効果があるのではないかなという気がするのですが、それが一つと、2番目の質問に対する御回答で、要するに前年度による影響で変わるのは問題だ、というのは確かにあるかもしれませんが、大学側から見れば、できるだけ多くの学生に受かってほしいので、希望する学生は全部推薦するということになるのではないかなと思うんですね。そういうことでも問題ないのかというところです。

【松本教職員人事課担当課長】

現役の先生方にツイッターというのは、直接というところで今現在はしておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

先生方の声をこちらの事務局が受けて、それを発信していくということは……。

【田中教育長職務代理者】

それでいいと思います。

【松本教職員人事課担当課長】

すぐにできるかなど。うちの指導主事たちも学校を回って、生の声を聞いたり、今度の市内説明会におきましても、現役の先生方に来ていただいて、目の前でお話をさせていただくという時間を設けておりますので、そういった形で発信は続けていきたいと思っております。

【田中教育長職務代理者】

はい。分かりました。

【松本教職員人事課担当課長】

それから、2点目の希望が増えることにつきましては、私どもとしてはやはり門戸を広げて、たくさん受験をまずはさせていただくという、その中から優秀な人材、川崎のためにという人材を選考していきたいと思っておりますので、本年度もどのぐらいの出願率になるか分かりませんが、たくさんの方に受けていただきたいと考えております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

追加で申し訳ありません、1点だけ。

その場合、学力がかなり低い学生さんもやはり推薦されてくるということがあると思うんですね。その場合、二次試験だけだと、その人の学力が見られないというのでいいのか、あるいは大学からの成績表が送られてくるのであれば、それを見てGPAとか、そういうものである程度、二次試験でやるとは言っても、その点数もある程度の候補にするのか、その辺りはどうなんでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

大学からも成績の提出は求めておりますので、そういったところはきちんと鑑みて選考の中に入れていくというように考えております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

教員のSNSの発信って有効な部分もあるんですけど、業務の中身に関わって、不適切な発信という危険性もあるんですよ。だから、その辺のところは十分気をつけていかななくてはいけな

いかと思いますので、もしも取り組むとしたら、また色々な点からの検討が必要かなと思います。

【田中教育長職務代理者】

直接ではなくて、教員の声を聞いて事務局から発信でいいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかかでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

本当に学校を行っていて、すごく人手不足と質のことに関してはとても色々なことを思うのですが、これは教員を目指している方が見るんですよね。なので、大学で教員課程の資格を取れる方が見るんですよね。

その前段階の高校生が未来を考えたときに、大学の学部を選ぶ前に何かの発信があったら、青田刈りのさらにその前の段階で、教員は悪くないねという選択肢が増えると思うんですね。

なので、今すごく子どもたちにY o u T u b e とかが浸透しているので、先ほど教育長がおっしゃった個人情報とか、そういうことにはとても気をつけながらも、その仕事のやりがいについて、そんなY o u T u b e で流れていても、そういう未来を考える人たちの一つの情報提供になって、すごく先のことになりますけど、いいのではないかなんて思うのですけども、いかがでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

ぜひ大学を決める前の段階で、教員を志す若者をということで、検討してまいります。

【森川委員】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

昨年度も、たしか同じような御意見があったかなと。県のほうでしたっけ、高校生を対象に説明会か、教員体験みたいなものを行っている取組をしている自治体もあるので、やり方は色々あると思うんですけど、職業体験とか、そういった中で組み込むとか、情報発信を届ける。ぜひその辺りは積極的に取り組んでいきたいと思います。

ほかには。野村委員。

【野村委員】

主な変更点の（３）のところで、特別選考、特にⅢの部分ですね、直近１０年間で通算１年以上、社会人を経験したというところに私は注目しているんですけども、これ、５年でしたっけ、前の。そうでしたよね。これが延びたことで、年齢の幅も増えますし、それだけ色々な経験を積まれた方が先生として川崎の教育を支えてくださるということに、とても期待をしています。

一方で、気になるところが二つありまして、詳しい募集要項を拝見しますと、民間企業または

官公庁等において常勤の職という記載がありまして、ここに限った理由はどうしてなのかなというところ、これから多様な職業が子どもたちの目指すものの中に入ってくる中で、フリーランスという道もあるでしょうし、もう少し考えが柔軟になってくるといいなというところが一つと、去年採用試験の面接官をさせていただいたときに、色々な方のプロフィールを拝見して、やはり率直に言えば、たくさん転職なさっている方というのも正直いらっしゃって、腰を据えて川崎の教育に向き合ってくださいなのか、やはりその人の過去の職業遍歴というのはすごく気になったんですね。

10年という幅が広がることによって、それだけ色々な場所で経験された方が増えるけれども、逆に言葉を選ばずに言うと、ころころ変わってしまうという心配もあるんですね、正直。

何回ぐらいの転職までなら許容するのかというところとか、特に基準は設けないですよという質問です。

【松本教職員人事課担当課長】

転職につきましては、基準は設けておりませんが、10年の中で1年以上という年数で設定をさせていただいております。

【小田嶋教育長】

社会人枠の民間企業または官公庁というところは、いかがでしょうか。

【廣瀬教職員人事課担当係長】

そこは、常勤の職でというところの発想で、こちらが考えていたところが正直でございまして、やはりフリーランス、アルバイトというようなところは、今までの過去からずっと遡ってやってきた採用試験だと、このような形でやってきたという前提が我々もありましたので、今いただいた御意見というのは、確かにそういう考え方も今後は必要なのかもしれないと、個人的には思ったところでございます。

【野村委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

働き方は本当に多様になっているので、そういった社会情勢の変化も含んで、一定の見直しができる部分が、ここに限らずあれば、検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにはよろしいでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。

教員になりたい学生は、もうすごく早い段階から教員になろうとしているし、ちょっとグレーゾーンの中で様子を見ながら、最終的に免許は取れるんだけど、なろうかどうかという迷い

がやっぱり3年次、そして4年次に上がる前にあるかと思うんですけども、そこでかなり気になっているのは、研修制度とかよりも、それは保障されていることは、皆さん、分かるんですが、例えば保護者との関係性であったりとか、どういう形で市もしくは学校がサポートしてくれるのかとか、いわゆるサポートの部分の情報やその声をどのような形で応募の方たちが知ることができるのか。

何かこれだけですと、どうしても募集要項ですので、ちょっと不安が残りつつどうしようかみたいになってしまう気がするのですが、そこ辺りがもう少し生の声が届くような、例えば窓口だとか、もしくは先ほどのチャットでもいいのですけれども、何かそのようなものがあるとさらに積極的に応募者が増えるかなと思ったのですが、そういうチャンネルというものはございますでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

そのようなチャンネルを使う形ではやってはおりません。個別の対応はもちろん御連絡いただいた方にはしているんですけども。

【小田嶋教育長】

私から補足を。

来週の火曜日から説明会が始まるんですね。私もこのところ、ずっと出ていて直接PRしてお願いしているんですけど、割と今までだと川崎の教育はこういうこととか、動画で話したり、ここに書いてあるようなことを話すことが多かったんですが、わざわざ説明会の会場に来ていただく方って、そういうことよりも、やっぱりもっとリアルな声が聞きたいと思って、現役の先生たちとのやり取りとか、質問をしたりとか、あと個別の質問にも全部受け付けますので、そういう部分があるんだろうなということで、私も先ほど話していたんですけど、今度は川崎の教育に、今おっしゃったような当然、仕事は大変だし、トラブルはあるし、それをどうサポートしていくのか。学校もサポートはするんだけど、市の特徴として誇れるところは何かと言ったときに、区の教育担当制度というのが他都市にない非常に有効な制度で、私自身がやっていたということもあるのですが。その形でいざというときに色々なことが起こりますよ、起こるのは、はもうどのところでもそうだとお伝えしたうえで、そういったときに学校でチームとして支えるのもあるけど、教育委員会としてもそういうバックアップを今でもしているし、区の教育担当は定期的な学校巡回の中で、初任者等の面接とか、若い先生の面接とか、色々な形でサポートに入っていくんですね。

そういったこととか、メンタル面を支えるという意味で、健康推進室という組織に専門職がいるんですけど、その職員が初任者と学校を回って全員と面談するという取組を、昨年度から始めています。

メンタルの不調を感じられたりとか、必要があればフォローアップもしていくという、そういう制度というのは行政として他都市になく、きめ細かなサポートかなと思います。

その辺りを、実は私、今回の説明会に行ったら、そういった部分での川崎の優位性みたいなものを訴えていこうかなと思っていますので、もう少しそれが違う形でも出していければいいかなと思うんですけど、今年度についてはそんなことも私自身も考えているところです。

【芳川委員】

確かに今教育長がおっしゃったように、すごく特徴的なものがありますので、ぜひお願いします。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 3、ファイルナンバー「03_報告事項No. 3」の1ページを御覧ください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の（1）制定した規則につきましては、「川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則」でございます。

次に、（2）内容につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び川崎市個人情報保護条例の廃止により、新たに保有個人情報の開示等の手続、手続の際の様式及び開示の実施の方法を定めるものでございます。

次に、（3）施行期日につきましては、令和5年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されることに伴い、同日までに規則を制定する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

以後、報告事項No. 8まで、今の報告事項と同様に条例や規則等の改正によるもので、形としては同じになりますので、そのような形でお聞きいただければと思います。

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 4、ファイルナンバー「04_報告事項No. 4」の1ページを御覧ください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1)制定した規則につきましては、「川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

次に、(2)内容につきましては、報告事項No. 3で御説明いたしました川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則により開示の実施の方法を定めることに伴い、開示の実施の方法につきまして同様の内容を定めるものでございます。

次に、(3)施行期日につきましては、令和5年4月1日としたものでございます。

次に、「臨時代理を行った日」は、令和5年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年4月1日に川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則が施行されることに伴い、同日までに規則を制定する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

続きまして、「報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 5、ファイルナンバー「05_報告事項No. 5」の1ページを御覧ください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1) 制定した規則につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

次に、(2) 内容につきましては、組織改正に伴い、「総務企画局情報管理部行政情報課」の名称を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改めるものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和5年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 6、ファイルナンバー「06_報告事項No. 6」の1ページを御覧ください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1) 制定した規則につきましては、「川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則」でございます。

次に、(2) 内容につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び川崎市個人情報保護条例の廃止に伴い、引用している条文の改正を行うものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和5年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和5年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律及び川崎市個人情報保護条例を廃止する条例が施行されることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田島教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 7、ファイルナンバー「07_報告事項No. 7」の1ページを御覧ください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1) 制定した訓令につきましては、「川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令」でございます。

次に、(2) 内容につきましては、組織改正に伴い、「総務企画局情報管理部行政情報課」の名称を「総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課」に改めるものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和5年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 7について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 7は承認といたします。

報告事項No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 8、ファイルナンバー「08_報告事項No. 8」の1ページを御覧ください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1) 制定した訓令につきましては、「川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令」でございます。

次に、(2) 内容につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、自己啓発等休業を取得した職員の退職手当の取扱いについて、所要の整備を行うものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和5年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年4月1日に地方公務員法の一部を改正する法律及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 8について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 8は承認いたします。

6 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時17分 閉会)